

## 質問への回答(新横浜公園)

NO	資料名等	頁	質問内容(改変を防止するため、原文のまま記載をしています)	対象公園	回答
1	管理業務仕様書	6	エネルギー管理指定工場:年間エネルギー使用量が原油換算で3,000kl以上とありますが、1,500kl以上の間違いでしょか。	新横浜公園	御質問のとおり、1,500kl以上3,000kl未満が正しいため、管理業務仕様書の該当箇所を次のとおり訂正します。 また、公募要項の13ページにも同様の記載があるため訂正します。 【訂正前】年間エネルギー使用量が原油換算で3,000kl以上 【訂正後】年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kl以上3,000kl未満
2	管理業務仕様書	9	(ウ)緊急防災援助隊の受入拠点 新横浜公園内の受入場所(施設名)について記載されている資料をお示しください。	新横浜公園	新横浜公園が緊急消防援助隊の受入拠点となることは、横浜市防災計画で位置付けられる予定ですが、公園内の受入場所となる具体的な施設については現時点では未定です。
3	管理業務仕様書	11	(8)備品 日産スタジアム、日産フィールド小机、投てき練習場等陸上公認検定に必要な更新備品について、市と協議となる金額の基準をお示しください。	新横浜公園	I種備品は原則として市が購入しますが、業務の継続に著しい支障が生じるなど、緊急の場合は市と協議のうえ指定管理者の費用により更新することも可としています。 ただし、更新に多額の費用を要する場合等は、更新する備品や金額について、指定管理料の変更も含め、市と指定管理者とで協議のうえで決定します。
4	管理業務仕様書	17	(1)施設命名権その他の権利運用に伴う連絡調整 付与された権利の運用にあたり指定管理者が負担する内容及び費用をお示しください。	新横浜公園	施設命名権に関する契約に伴い、ネーミングライツスポンサーに付与された権利の運用にあたり発生する費用は、原則、指定管理者に負担していただきます。 対象となる内容は、施設の利用に関する費用及び施設サイン看板のうち、横浜総合競技場内の施設愛称サイン施設案内誘導板、公共交通機関(鉄道、バス)における愛称サインの維持補修となります(スポンサーの変更などが生じた場合の付け替え費用等は横浜市が負担します)。また、効果測定に係る費用やクリーンスタジアム対応に係る経費についても負担していただきます。 これらの業務に係る費用は指定管理料に含まれています。
5	管理業務仕様書	19	(2)有料施設の維持管理ア(ア)b ルール改定に伴う備品の更新について横浜市と協議となる金額の基準をお示しください。	新横浜公園	上記3と同じ
6	管理業務仕様書	24	(5)映像装置(デジタルサイネージ)の管理 放映映像の基準及び日産スタジアムを使用する主催団体が使用する際の基準と使用料の徴収可否をお示しください。	新横浜公園	放映映像の基準等について、指定管理者と横浜市との協議を含め、検討していきます。 なお、指定管理料上限額には、デジタルサイネージの維持管理に係る経費を含んでおりますが、今後の検討の結果、日産スタジアムを使用する主催団体等の使用に伴い料金を徴収することなどにより、維持管理費に充当する収益が生じた場合などには、指定管理料を減額する場合があります。
7	公募要項	16	(ス)災害等発生時の対応 新横浜公園が中核的広域防災拠点として具体的に明記されている資料をお示しください。	新横浜公園	前回公募時には「中核的広域防災拠点」の概念がありましたが、現在はありませんでした。公募要項の該当箇所を次のとおり訂正します。 【訂正前】本市防災計画等に中核的広域防災拠点、飛行場外離着陸場等として位置付けられており、 【訂正後】本市防災計画等に、飛行場外離着陸場等として位置付けられており、
8	応募書類様式集(表紙)		⑦提出する日の属する事業年度の収支予算及び事業計画書並びに前事業年度の収支報告書及び事業報告書(所定様式) 所定様式をお示しください。また、提出日において前事業年度の決算が終了していない場合、収支報告書及び事業報告書は2か年前のものでよろしいか。	新横浜公園	指定管理者が共通で使用している「事業計画書」及び「事業報告書」の様式を参考までお示します。なお、「収支予算書」及び「収支報告書」の様式もこの中に含まれています。 また、提出日に決算が終了していない場合は、前々年度の収支報告書及び事業報告書の提出をお願いします。
9	応募書類様式集(表紙)		構成団体のうち一社は法人設立から間もないため、⑧⑨の書類が提出できません。また職員は株式会社からの出向のため⑫⑬⑭についても提出することができません。所属する株式会社の書類提出でよろしいか。	新横浜公園	⑧⑨は、構成団体の設立元の株式会社の書類を、⑫⑬⑭は、職員が所属する株式会社の書類を、それぞれ御提出願います。
10	応募書類様式集(表紙)		⑨税務署発行の納税証明書「その3の3」(直近5か年の事業年度の未納税額の無い証明書) 「その3の3」は、証明書の取得時点で未納が無い証明書であり、過去5年間分を取ることはできないようですが、取得時点の証明書でよろしいか。	新横浜公園	御質問のとおり、「その3の3」は、証明書の取得時点での未納がない証明書ですので、応募書類様式集(表紙)の該当箇所を次のとおり訂正します。 また、公募要項の21ページにも同様の記載があるため訂正します。 【訂正前】直近5か年の事業年度の法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書 【訂正後】法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書